

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十二年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第三条の七まで（現行のとおり） （指定地球温暖化対策事業所等）</p> <p>第四条 条例第五条の七第八号アに規定する規則で定める要件は、事業所における原油換算エネルギー使用量（燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第六号</u>の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の年度の使用量（別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料等の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる発熱量を合算し、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算する方式により原油の数量に換算したものをいう。以下同じ。）が千五百キロリットル以上であることとする。ただし、事業所のうち、次に掲げる者が所有する部分における原油換算エネルギー使用量の合計が当該事業所全体における原油換算エネルギー使用量の二分の一以上である場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第三条の七まで（略） （指定地球温暖化対策事業所等）</p> <p>第四条 条例第五条の七第八号アに規定する規則で定める要件は、事業所における原油換算エネルギー使用量（燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第十五号</u>の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の年度の使用量（別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料等の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる発熱量を合算し、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算する方式により原油の数量に換算したものをいう。以下同じ。）が千五百キロリットル以上であることとする。ただし、事業所のうち、次に掲げる者が所有する部分における原油換算エネルギー使用量の合計が当該事業所全体における原油換算エネルギー使用量の二分の一以上である場合にあつては、この限りでない。</p>

一から六まで (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

(特定地球温暖化対策事業所)

第四条の二 (現行のとおり)

2 条例第五条の七第九号アに規定する規則で定める期間は、三箇年度(年度の途中から当該事業所の使用が開始された場合にあつては当該年度を除き、条例第五条の八の二第三項の規定による指定を受けた事業所にあつては当該指定を受ける前の年度を含み、条例第五条の十八の規定により削減義務期間の終了年度が変更された事業所を区域に含む事業所にあつては当該変更された終了年度以前の年度を含む。)とする。

第四条の三から第四条の六の二まで (現行のとおり)

(指定地球温暖化対策事業者の変更等)

第四条の七 条例第五条の九第一項の規定による変更の届出は、別記第一号様式の五による指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書によらなければならない。ただし、同項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつた日から三十日以内に、次に掲げる行為を行う場合にあつては、当該行為において知事に提出する書類に、当該変更のあつた旨及び当該変更の内容を記載することにより、当該各号の規定による変更の届出に代えることができる。

一 条例第五条の八の二第二項の規定による申請

二 条例第五条の十第一項の規定による届出

三 条例第五条の十三第三項の規定による申請

一から六まで (略)

2及び3 (略)

(特定地球温暖化対策事業所)

第四条の二 (略)

2 条例第五条の七第九号アに規定する規則で定める期間は、三箇年度(年度の途中から当該事業所の使用が開始された場合にあつては当該年度を除き、条例第五条の八の二第三項の規定による指定を受けた事業所にあつては当該指定を受ける前の年度を含む。)とする。

第四条の三から第四条の六の二まで (略)

(指定地球温暖化対策事業者の変更等)

第四条の七 条例第五条の九第一項の規定による変更の届出は、別記第一号様式の五による指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書によらなければならない。

~~四 条例第五条の十四第一項の規定による申請~~

~~五 条例第五条の十五第一項の規定による申請~~

~~六 条例第六条の規定による提出~~

2 から5まで (現行のとおり)

(指定の取消し)

第四条の八 条例第五条の十第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に~~応じ、当該各号に定める日までに、別記第一号様式の九による指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書により行わなければならない。~~

~~一 条例第五条の十第一項第一号に掲げる場合 同号の廃止又は休止の日から三十日を経過した日(当該廃止又は休止が、当該廃止又は休止の日の属する年度の四月一日から八月末日までの間に行われた場合にあつては、当該年度の九月末日)~~

~~二 条例第五条の十第一項第二号に掲げる場合 同号の規模の縮小があつた年度の翌年度の九月末日~~

~~三 条例第五条の十第一項第三号に掲げる場合 同号の期間の最後の年度の翌年度の九月末日~~

2 前項の指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書には、条例第五条の十第一項各号のいずれかに該当することを証する書類及び当該各号の規定による前項の届出の日(同項第一号に該当する場合に

2 から5まで (略)

(指定の取消し)

第四条の八 条例第五条の十第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に~~応じ、当該各号に定める日までに、別記第一号様式の九による指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書に、同号のいずれかに該当することを証する書類(第一号又は次項第二号に該当する場合を除き、届出の前年度の特定温室効果ガス年度排出量について登録検証機関による検証の結果を含む。)を添えて行わなければならない。~~

~~一 条例第五条の十第一項第一号に掲げる場合 同号の廃止又は休止の日から三十日を経過した日~~

~~二 条例第五条の十第一項第二号に掲げる場合 同号に該当した年度の九月末日~~

~~三 条例第五条の十第一項第三号に掲げる場合 同号に該当した年度の九月末日~~

あつては、同号の廃止又は休止の日)の属する年度の前年度の特定温室効果ガス年度排出量についての登録検証機関による検証の結果を添付しなければならない。ただし、次項第二号に該当する場合又は条例第五条の八第二項若しくは条例第六条の規定により当該検証の結果を既に知事に提出している場合にあつては、当該検証の結果を添付することを要しない。

3| 及び 4| (現行のとおり)

5| 知事は、条例第五条の十第三項の規定により指定地球温暖化対策事業所又は特定地球温暖化対策事業所の指定を取り消したときは、当該指定地球温暖化対策事業所の指定地球温暖化対策事業者又は当該特定地球温暖化対策事業所の特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十による指定(特定)地球温暖化対策事業所指定取消通知書により通知するものとする。

第四条の九から第四条の十まで (現行のとおり)
(超過削減量)

第四条の十一 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 基準排出量に削減義務率を乗じて得た量から義務充当が行われたその他ガス削減量を減じて得た量

第四条の十一の二から第四条の十三の二まで (現行のとおり)
(義務充当の失効)

第四条の十四 (現行のとおり)

2| 及び 3| (略)

4| 知事は、条例第五条の十第二項の規定により指定地球温暖化対策事業所又は特定地球温暖化対策事業所の指定を取り消したときは、当該指定地球温暖化対策事業所の指定地球温暖化対策事業者又は当該特定地球温暖化対策事業所の特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十による指定(特定)地球温暖化対策事業所指定取消通知書により通知するものとする。

第四条の九から第四条の十まで (略)
(超過削減量)

第四条の十一 (略)

一 (略)

二 基準排出量に削減義務率を乗じて得た量から義務充当を行つたその他ガス削減量を減じて得た量

第四条の十一の二から第四条の十三の二まで (略)
(義務充当の失効)

第四条の十四 (略)

2 電気事業法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者であつて、同法第二条第一項第十四号に規定する発電事業を営む者（以下この項において「特定事業者」という。）が、前項の表一の項上欄に規定する振替可能削減量（環境価値換算量又はその他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するものに限る。）を当該特定事業者の発電所（変電所を含む。）に係る条例第五条の十一第一項に規定する義務の履行に充てた場合において、当該振替可能削減量に係る同表一の項上欄に規定する電気等環境価値保有量を当該特定事業者における当該下欄アに掲げる用途に利用したときは、前項の規定は、適用しない。

第四条の十五から第四条の二十一の三まで（現行のとおり）

（指定管理口座の開設等の通知）

第四条の二十一の三の二 条例第五条の二十一第一項の規定による通知は、別記第一号様式の三による指定地球温暖化対策事業所指定通知書により行うものとする。

2 条例第五条の二十一第二項の規定による通知は、第四条の二十一の十九第二項の口座簿利用者番号等通知書により行うものとする。

（一般管理口座の開設）

第四条の二十一の四 条例第五条の二十一第四項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

一から五まで（現行のとおり）

2 条例第五条の二十一第五項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

2 電気事業法第二条第一項第六号に規定する特定電気事業者が、前項の表一の項上欄に規定する振替可能削減量（環境価値換算量又はその他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するものに限る。）を当該特定電気事業者の発電所（変電所を含む。）に係る条例第五条の十一第一項に規定する義務の履行に充てた場合において、当該振替可能削減量に係る同表一の項上欄に規定する電気等環境価値保有量を当該特定電気事業者における当該下欄アに掲げる用途に利用したときは、前項の規定は、適用しない。

第四条の十五から第四条の二十一の三まで（略）

（管理口座の開設）

第四条の二十一の四 条例第五条の二十一第二項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

一から五まで（略）

2 条例第五条の二十一第三項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (現行のとおり)
- 二 前項各号のいずれかに該当することを示す情報

三 (現行のとおり)

ア (現行のとおり)

イ 口座名義人の氏名又は住所(当該口座名義人が個人である場合に限る。)

四 開設を希望する口座の数

五 第四条の二十一の六の二第一項の規定による関連付けを希望する指定管理口座の口座番号、当該指定管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称、所在地及び指定番号並びに開設しようとする一般管理口座と当該指定管理口座との関係(同項の規定による関連付けを希望するときに限る。)

3 条例第五条の二十一第五項の規定による申請は、別記第一号様式の十八の二による一般管理口座開設申請書に第一項第三号若しくは第五号に該当することを証する書類(当該各号に該当する場合に

一 当該管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地(指定管理口座の場合に限る。)

二 (略)

三 前項各号のいずれかに該当することを示す情報(一般管理口座の場合に限る。)

四 口座名義人ごとの口座簿利用者番号(削減量口座簿の記録を閲覧しようとする者を識別するために知事により付された文字及び数字をいう。以下同じ。)の発行の希望の有無(指定管理口座の場合に限る。)

五 (略)

ア (略)

イ 口座名義人又は口座管理者の氏名又は住所(当該口座名義人又は口座管理者が個人である場合に限る。)

六 開設を希望する口座の数(一般管理口座の場合に限る。)

七 第四条の二十一の六の二第一項の規定による関連付けを希望する指定管理口座の口座番号、当該指定管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称、所在地及び指定番号並びに開設しようとする一般管理口座と当該指定管理口座との関係(一般管理口座の場合であつて、同項の規定による関連付けを希望するときに限る。)

3 条例第五条の二十一第三項の規定による申請は、指定管理口座の開設にあつては別記第一号様式の十八の二の甲による指定管理口座開設申請書により、一般管理口座の開設にあつては別記第一号様

限る。)又は第四条の二十一の二第三項の特別の事情を説明する書類(同項の申請をする場合に限る。)を添えて、行わなければならない。

4| 条例第五条の二十一第七項の規定による通知は、別記第一号様式の十八の三による一般管理口座開設通知書により行うものとする。

5| 条例第五条の二十一第八項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一及び二 (現行のとおり)

三 (現行のとおり)

6| 条例第五条の二十一第八項の規定による変更の届出は、当該変更後、遅滞なく、別記第一号様式の十八の四による口座名義人等氏名

式の十八の二の乙による一般管理口座開設申請書に第一項第三号若しくは第五号に該当することを証する書類(当該各号に該当する場合に限る。)又は第四条の二十一の二第三項の特別の事情を説明する書類(同項の申請をする場合に限る。)を添えて、行わなければならない。

4| 前項の申請は、特定地球温暖化対策事業者が指定管理口座を開設する場合にあつては、最初の削減義務期間の開始年度の終了の日までにしなければならない。

5| 知事は、前項の日までに第三項の申請がなかつたときは、当該申請を行うべき特定地球温暖化対策事業者のために、自ら指定管理口座を開設し、当該指定管理口座において代替可能削減量等の管理を行うために必要な事項を口座名義人に通知するものとする。

6| 条例第五条の二十一第五項及び前項の規定による通知は、別記第一号様式の十八の三による管理口座開設通知書により行うものとする。

7| 条例第五条の二十一第六項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一及び二 (略)

三 口座簿利用者番号の発行又は廃止の希望の有無(指定管理口座の場合に限る。)

四 (略)

8| 条例第五条の二十一第六項の規定による変更の届出は、当該変更後、遅滞なく、別記第一号様式の十八の四による口座名義人等氏名

等変更届出書により行わなければならない。ただし、当該変更後、遅滞なく、条例第五条の二十一の二第二項又は第五条の二十二第二項若しくは第五項の規定による申請を行う場合にあつては、当該申請において知事に提出する書類に、当該変更のあつた旨及び当該変更の内容を記載することにより、当該変更の届出を行うことができる。

(口座管理者の登録等)

第四条の二十一の五 (現行のとおり)

一 条例第五条の二十一第八項の規定による届出

二から十まで (現行のとおり)

2から4まで (現行のとおり)

5 知事は、第一項の登録を受けた口座管理者に係る指定管理口座の口座名義人に対して、第四条の二十一の六第四項、第四条の二十一の十二第六項及び第四条の二十一の十三第四項の規定による通知を行うときは、当該口座管理者にも通知するものとする。

第四条の二十一の五の二 (現行のとおり)

(管理口座の廃止)

第四条の二十一の六 知事は、条例第五条の十第三項の規定により指定地球温暖化対策事業所の指定を取り消したときは、当該取消しの

等変更届出書により行わなければならない。

(口座管理者の登録等)

第四条の二十一の五 (略)

一 条例第五条の二十一第三項の規定による申請

二 条例第五条の二十一第六項の規定による届出

三から十一まで (略)

2から4まで (略)

5 知事は、第一項の登録を受けた口座管理者に係る指定管理口座の口座名義人に対して、条例第五条の二十一第五項並びにこの規則第四条の二十一の四第五項、第四条の二十一の六第四項、第四条の二十一の十一第二項、第四条の二十一の十二第六項及び第四条の二十一の十三第四項の規定による通知を行うときは、当該口座管理者にも通知するものとする。

第四条の二十一の五の二 (略)

(管理口座の廃止)

第四条の二十一の六 知事は、条例第五条の十第二項の規定により指定地球温暖化対策事業所の指定を取り消したときは、当該指定地球

日の翌日から起算して三十日を経過した日に、当該指定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座を廃止するものとする。

2及び3 (現行のとおり)

4 知事は、条例第五条の二十一の二第二項又は前項第一号から第五号までの規定により一般管理口座を廃止したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の八による一般管理口座廃止通知書により、当該一般管理口座の口座名義人に通知するものとする。

第四条の二十一の六の二から第四条の二十一の七の二まで (現行のとおり)

(振替可能削減量の振替等の申請)

第四条の二十一の八 (現行のとおり)

2から4まで (現行のとおり)

5 条例第五条の二十二第五項の規定による振替可能削減量の義務
充当の申請又は同条第六項の規定によるその他ガス削減量の義務
充当の申請は、当該義務充当に係る特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間終了後の第四条の九第一項に規定する日(第四条の二十一の十一の二において「義務履行期限日」という。)の三十日前の日(同条において「義務充当申請期限日」という。)までに行わなければならない。

第四条の二十一の九及び第四条の二十一の十 (現行のとおり)

(知事による超過削減量の発行)

第四条の二十一の十一 知事は、特定地球温暖化対策事業所の削減義務

温暖化対策事業所に係る指定管理口座を廃止するものとする。

2及び3 (略)

4 知事は、条例第五条の二十一の二第二項又は前項第一号から第五号までの規定により管理口座を廃止したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の八による管理口座廃止通知書により、当該管理口座の口座名義人に通知するものとする。

第四条の二十一の六の二から第四条の二十一の七の二まで (略)

(振替可能削減量の振替等の申請)

第四条の二十一の八 (略)

2から4まで (略)

第四条の二十一の九及び第四条の二十一の十 (略)

(知事による超過削減量の発行)

第四条の二十一の十一 知事は、特定地球温暖化対策事業所の削減義務

務期間終了後、当該削減義務期間に係る条例第五条の十三第一項又は第二項の規定による基準排出量の決定、条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の変更、条例第五条の十五第二項の規定による削減義務率の減少、条例第五条の十七の規定による削減義務量の減少及び条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手續が完了したことを認めるときは、条例第五条の二十二第一項の規定により、当該特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座に、自ら超過削減量を発行するものとする。

(知事による振替可能削減量等の義務充当)

第四条の二十一の十一の二 知事は、一般管理口座から指定管理口座への振替を行った振替可能削減量について、条例第五条の二十二第一項の規定により、当該振替後、遅滞なく、自ら義務充当を行うものとする。

2 知事は、義務充当申請期限日の翌日において、当該義務充当に係る特定地球温暖化対策事業所における算定排出削減量が削減義務量未満であると認めるときは、義務履行期限日までに、当該算定排出削減量が削減義務量に不足する量について、条例第五条の二十二第一項の規定により、当該特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座に記録されている振替可能削減量等の義務充当を行うものとする。

務期間終了後の第四条の九に規定する日までに、当該特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座の口座名義人から条例第五条の二十二第四項の規定による振替可能削減量（超過削減量に限る。）の発行の申請がなかつたときは、同条第一項の規定により、当該指定管理口座に、自ら超過削減量を発行することができる。

2 知事は、前項の規定により超過削減量を発行したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十三による超過削減量発行通知書により、同項の口座名義人に通知するものとする。

3 義務充當を行つた振替可能削減量等（平成二十年度又は平成二十一年度が当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度であるその他削減量を除く。）のうち、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間に係る算定排出削減量の算定に用いる必要のない量については、当該削減計画期間の次の削減計画期間における当該義務充當に係る特定地球温暖化対策事業所の算定排出削減量の算定に用いるものとする。

（振替可能削減量等の抹消）

第四条の二十一の十二（現行のとおり）

2 から4まで（現行のとおり）

5 第一項及び第三項第一号の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十三による振替可能削減量等抹消（更正）申請書により行わなければならない。

一から五まで（略）

6 知事は、条例第五条の二十三第一項若しくは第二項又はこの条第三項の規定により振替可能削減量等を抹消したとき（知事の職権により抹消したときに限る。）は、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十四による振替可能削減量等抹消（更正）通知書により、当該振替可能削減量等の抹消により減少の記録がされた口座名義人に通知するものとする。

（振替可能削減量等の更正）

第四条の二十一の十三（現行のとおり）

2（現行のとおり）

（振替可能削減量等の抹消）

第四条の二十一の十二（略）

2 から4まで（略）

5 第一項及び第三項第一号の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十四による振替可能削減量等抹消（更正）申請書により行わなければならない。

一から五まで（略）

6 知事は、条例第五条の二十三第一項若しくは第二項又はこの条第三項の規定により振替可能削減量等を抹消したとき（知事の職権により抹消したときに限る。）は、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十五による振替可能削減量等抹消（更正）通知書により、当該振替可能削減量等の抹消により減少の記録がされた口座名義人に通知するものとする。

（振替可能削減量等の更正）

第四条の二十一の十三（略）

2（略）

3 第一項第一号に規定する振替可能削減量等の更正の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十三による振替可能削減量等抹消（更正）申請書により行わなければならない。

一から五まで（現行のとおり）

4 知事は、第二項第二号から第七号までの規定により振替可能削減量等を更正したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十四による振替可能削減量等抹消（更正）通知書により、当該振替可能削減量等の更正により増加の記録がされた指定管理口座又は一般管理口座の口座名義人に通知するものとする。

第四条の二十一の十四から第四条の二十一の十六まで（現行のとおり）

（添付書類）

第四条の二十一の十七（現行のとおり）

一（現行のとおり）

二 第四条の二十一の四第六項の口座名義人等氏名等変更届出書

三から六まで（現行のとおり）

七（現行のとおり）

八（現行のとおり）

九から十五まで（現行のとおり）

2（現行のとおり）

3 第一項第一号に規定する振替可能削減量等の更正の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十四による振替可能削減量等抹消（更正）申請書により行わなければならない。

一から五まで（略）

4 知事は、第二項第二号から第七号までの規定により振替可能削減量等を更正したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十五による振替可能削減量等抹消（更正）通知書により、当該振替可能削減量等の更正により増加の記録がされた指定管理口座又は一般管理口座の口座名義人に通知するものとする。

第四条の二十一の十四から第四条の二十一の十六まで（略）

（添付書類）

第四条の二十一の十七（略）

一 第四条の二十一の四第三項の指定管理口座開設申請書

二（略）

三 第四条の二十一の四第八項の口座名義人等氏名等変更届出書

四から七まで（略）

七の二（略）

八（略）

九 第四条の二十一の八第二項の振替可能削減量等発行等申請書

十から十六まで（略）

2（略）

第四条の二十一の十八 (現行のとおり)

(口座簿利用者番号等の通知)

第四条の二十一の十九 口座名義人又は口座管理者のうち、口座簿利用者番号(削減量口座簿の記録を閲覧しようとする者を識別するために知事により付された文字及び数字をいう。以下同じ。)又は暗証番号の再度の通知を希望する者は、別記第一号様式の十八の十五による口座簿利用者番号等通知申請書により、その旨を知事に申請することができる。

2 (現行のとおり)

3 知事は、前項に定めるもののほか、必要と認める場合には、別記第一号様式の十八の十六による口座簿利用者番号等通知書により、当該必要と認める者に対し、口座簿利用者番号又は暗証番号を通知するものとする。

(管理口座に記録されている事項の証明の申請)

第四条の二十一の二十 (現行のとおり)

2 条例第五条の二十三の二第一項の規定による申請は、別記第一号様式の十八の十七による削減量口座簿記録事項証明書交付申請書により行わなければならない。

3 条例第五条の二十三の二第二項の規定による書面の交付は、別記第一号様式の十八の十八による削減量口座簿記録事項証明書によ

第四条の二十一の十八 (略)

(口座簿利用者番号等の通知)

第四条の二十一の十九 口座名義人又は口座管理者のうち、口座簿利用者番号又は暗証番号の再度の通知を希望する者は、別記第一号様式の十八の十六による口座簿利用者番号等通知申請書により、その旨を知事に申請することができる。

2 (略)

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第五条の二十一第六項の規定及びこの規則第四条の二十一の四第七項第三号の規定による届出において口座簿利用者番号の発行を希望する旨の記載があつた場合その他知事が必要と認める場合には、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十七による口座簿利用者番号等通知書により、当該発行を希望する者その他必要と認める者に対し、口座簿利用者番号又は暗証番号を通知するものとする。

(管理口座に記録されている事項の証明の申請)

第四条の二十一の二十 (略)

2 条例第五条の二十三の二第一項の規定による申請は、別記第一号様式の十八の十八による削減量口座簿記録事項証明書交付申請書により行わなければならない。

3 条例第五条の二十三の二第二項の規定による書面の交付は、別記第一号様式の十八の十九による削減量口座簿記録事項証明書によ

り行うものとする。

(削減量口座簿に係る手数料)

第四条の二十一の二十一 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 前項の規定により、手数料の減額又は免除を受けようとする者は、別記第一号様式の十八の十九による手数料減免申請書に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一から三まで (現行のとおり)

第四条の二十二から第五条の四の三まで (現行のとおり)

(検証機関の登録の区分)

第五条の五 (現行のとおり)

一 特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量の検証(以下「特定ガス・基準量検証」という。)

二から六まで (現行のとおり)

(検証機関の登録の申請)

第五条の六 (現行のとおり)

2 及び 3 (現行のとおり)

4 前項の規定にかかわらず、条例第八条の六第三項の規定による更新の登録を受けようとする検証機関登録申請者にあつては、前項第一号から第七号までに掲げる書類のうち、その記載の内容が、既に

り行うものとする。

(削減量口座簿に係る手数料)

第四条の二十一の二十一 (略)

2 (略)

3 前項の規定により、手数料の減額又は免除を受けようとする者は、別記第一号様式の十八の二十による手数料減免申請書に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一から三まで (略)

第四条の二十二から第五条の四の三まで (略)

(検証機関の登録の区分)

第五条の五 (略)

一 特定温室効果ガス年度排出量、基準排出量及び条例第五条の十三第一項第二号アに規定する知事が別に定める基準への適合の検証(以下「特定ガス・基準量検証」という。)

二から六まで (略)

(検証機関の登録の申請)

第五条の六 (略)

2 及び 3 (略)

知事に提出した第一項の検証機関登録申請書に添付したもの（第五条の九第二項の登録検証機関登録事項変更届を提出した場合にあっては、同条第三項の規定により当該届出に添付したもの）から変更がないもの（前項第四号から第五号の二までに掲げる書類にあっては、当該更新の登録を受けようとして当該検証機関登録申請書を提出する日前六月以内に作成されたものを既に知事に提出している場合に限る。）については、添付することを要しない。

5| から7|まで （現行のとおり）

第五条の七及び第五条の八 （現行のとおり）

（登録事項変更の届）

第五条の九 （現行のとおり）

2 及び3 （現行のとおり）

4 第五条の六第五項の規定は、前項の変更について準用する。

第五条の十から第五条の十六まで （現行のとおり）

（地球温暖化対策報告書の作成等）

第五条の十七 条例第八条の二十三第一項に規定する温室効果ガス排出量が相当程度の範囲にあるものとして規則でその規模の上限及び下限を定める事業所等は、その事業所等における前年度の原油換算エネルギー使用量が、三十キロリットル以上千五百キロリットル未満の事業所等（指定地球温暖化対策事業所、指定地球温暖化対策事業所相当事業所（原油換算エネルギー使用量の規模等について指定地球温暖化対策事業所に相当する事業所であつて、第四条第一項ただし書又は第四条の八第三項第一号の規定の適用があるもの

4| から6|まで （略）

第五条の七及び第五条の八 （略）

（登録事項変更の届）

第五条の九 （略）

2 及び3 （略）

4 第五条の六第四項の規定は、前項の変更について準用する。

第五条の十から第五条の十六まで （略）

（地球温暖化対策報告書の作成等）

第五条の十七 条例第八条の二十三第一項に規定する温室効果ガス排出量が相当程度の範囲にあるものとして規則でその規模の上限及び下限を定める事業所等は、その事業所等における前年度の原油換算エネルギー使用量が、三十キロリットル以上千五百キロリットル未満の事業所等（指定地球温暖化対策事業所、指定地球温暖化対策事業所相当事業所（原油換算エネルギー使用量の規模等について指定地球温暖化対策事業所に相当する事業所であつて、第四条第一項ただし書又は第四条の八第二項第二号の規定の適用があるもの

をいう。以下同じ。)、特定テナント等事業所及び特定テナント等事業所相当事業所(指定地球温暖化対策事業所相当事業所の全部又は一部を使用し、かつ、床面積又は電気の使用量の規模について特定テナント等事業所に相当する事務所、営業所等をいう。)を除く。)とする。

2 から4まで (現行のとおり)

第五条の十八から第五条の二十一まで (現行のとおり)

(特定エネルギー及び特定エネルギー供給事業者)

第五条の二十二 (現行のとおり)

2 条例第九条の一第一項に規定する規則で定める事業者は、電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者とする。

第五条の二十三から第十一条まで (現行のとおり)

(建築物環境計画書の変更の届出)

第十二条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一 条例第二十一条第三号に掲げる事項の変更にあつては、次に掲げる変更以外の変更をする場合

アからウまで (現行のとおり)

エ 建築物の新築の場合にあつては延べ面積が、建築物の増築の場合にあつては増築部分の延べ面積が、新たに一万平方メートル

をいう。以下同じ。)、特定テナント等事業所及び特定テナント等事業所相当事業所(指定地球温暖化対策事業所相当事業所の全部又は一部を使用し、かつ、床面積又は電気の使用量の規模について特定テナント等事業所に相当する事務所、営業所等をいう。)を除く。)とする。

2 から4まで (略)

第五条の十八から第五条の二十一まで (略)

(特定エネルギー及び特定エネルギー供給事業者)

第五条の二十二 (略)

2 条例第九条の一第一項に規定する規則で定める事業者は、電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者とする。

第五条の二十三から第十一条まで (略)

(建築物環境計画書の変更の届出)

第十二条 (略)

2 (略)

一 条例第二十一条第三号に掲げる事項の変更にあつては、延べ面積の増加を伴わない特定建築物等の変更(次に掲げる変更を除く。)をする場合

アからウまで (略)

ルを超える変更

二及び三 (現行のとおり)

3及び4 (現行のとおり)

第十三条から第八十三条まで (現行のとおり)

別表第一 (現行のとおり)

別表第一の二 原油の数量への換算係数

第一欄	第二欄	第三欄
一から二十四まで (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
二十五 昼間の電気	(現行のとおり)	(現行のとおり)
二十六 夜間の電気	(現行のとおり)	(現行のとおり)
二十七から三十まで (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

備考

一 (現行のとおり)

二 二十五の項及び二十六の項中「電気」とは、一般送配電事業者(電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。)が維持し、及び管理する電線路を介して供給された電気をいう。

二及び三 (略)

3及び4 (略)

第十三条から第八十三条まで (略)

別表第一 (略)

別表第一の二 原油の数量への換算係数

第一欄	第二欄	第三欄
一から二十四まで (略)	(略)	(略)
二十五 一般電気事業者から供給された昼間の電気	(略)	(略)
二十六 一般電気事業者から供給された夜間の電気	(略)	(略)
二十七から三十まで (略)	(略)	(略)

備考

一 (略)

二 一般電気事業者とは、電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者をいう。

第1号様式2 (第4条の5関係)

東京都知事 殿		年 月 日
住所氏名 〔法人にあっては名称、代表者の氏名〕 〔及び主たる事務所の所在地〕		⑤
指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書		
都民の健康と安全を確保する確保に関する条例第5条の8第2項の規定により指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書を次のとおり届け出ます。		
事業所の名称		
事業所の所在地		
指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書	別紙のとおり	
検 査 場 所	別紙のとおり	
取 扱 可 能 剤 減 量 等 の 取 組 を 行 う 期 間 等 の 取 組 状 況	(電話番号)	
連 絡 先	(電話番号)	
送付先		

備考 ※印の欄には、記入しないこと。(日本工業規格A列4番)

三 (現行のとおり)

別表第一の三から別表第二十まで (現行のとおり)

別記第一号様式 (現行のとおり)

第1号様式2 (第4条の5関係)

東京都知事 殿		年 月 日
住所氏名 〔法人にあっては名称、代表者の氏名〕 〔及び主たる事務所の所在地〕		⑤
指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書		
都民の健康と安全を確保する確保に関する条例第5条の8第2項の規定により指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書を次のとおり届け出ます。		
事業所の名称		
事業所の所在地		
指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書	別紙のとおり	
検 査 場 所	別紙のとおり	
連 絡 先	(電話番号)	
送付先		

備考 ※印の欄には、記入しないこと。(日本工業規格A列4番)

三 (略)

別表第一の三から別表第二十まで (略)

別記第一号様式 (略)

別記第一号様式の四 (現行のとおり)

第1号様式の3 (第4条の6、第4条の6の2関係) (表)

指定地球温暖化対策事業所指定通知書

年 月 日
 年 月 日
 年 月 日
 年 月 日
 年 月 日

東京都知事
 (第5条の8第1項) 及び(第5条の8の2第3項) 及び(第5条の8第3項) 及び(第5条の8第4項) 及び(第5条の8の2第4項)

都民の健康と安全を確保する義務に関する条例
 (第5条の8の2第3項) 及び(第5条の8第3項) 及び(第5条の8第4項) 及び(第5条の8の2第4項)

の2第1項の規定により次のとおり指定地球温暖化対策事業所として指定し、指定管理区域を開設したので、同条項
 (第5条の8の2第4項) 及び(第5条の8第4項) の規定により通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
指定の理由	
指定管理区域番号	
口頭座席利用者番号	
理直番号	
備考	

(日本工業規格A列4番)

(表示)

1 この決定(指定管理区域の開設に係るものを除く。以下同じ。)に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができ、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として訴訟において東京都を被告とする者は東京都知事となります。、自分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると自分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、自分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると自分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。)

別記第一号様式の四 (略)

第1号様式の3 (第4条の6、第4条の6の2関係) (裏)

指定地球温暖化対策事業所指定通知書

年 月 日
 年 月 日
 年 月 日
 年 月 日
 年 月 日

東京都知事
 (第5条の8第1項) 及び(第5条の8の2第3項) の規定

都民の健康と安全を確保する義務に関する条例
 (第5条の8第3項) 及び(第5条の8の2第4項) 及び(第5条の8第4項)

により次のとおり指定地球温暖化対策事業所として指定したので、同条第4項の規定により通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
指定の理由	
備考	

(日本工業規格A列4番)

(表示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができ、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、自分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると自分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、自分の取消しの訴えを提起することができ、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると自分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第1号様式の9(第4条の8関係)

東京都知事殿		年 月 日
住所氏名 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕		印
指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書		
都民の健康と安全を確保する標準に関する条例(以下「条例」といふ。)第5条の10第1項の規定により、指定地球温暖化対策事業所の廃止等次のおり届けます。		
事業所の名称		
事業所の所在地		
指定番号		
届出事由	1 指定地球温暖化対策事業所における事業活動を廃止し、又はその全部を休止したため。 2 指定地球温暖化対策事業所の前年度の原価換算エネルギー使用量が1,000キロワット未満となったため。 3 指定地球温暖化対策事業所の原価換算エネルギー使用量が前年度まで3箇年連続して1,500キロワット未満となったため。 4 指定地球温暖化対策事業所のうち中小企業等が所有する部分における前年度の原価換算エネルギー使用量が、当該事業所全体における前年度の原価換算エネルギー使用量の二分の一以上となったため。	
届出事由の註記		
選択する前送郵送方法の終了年度(条第5条の10第1項第2号又は第3号に該当する場合は即ち)		
届付書類	別添のとおり	
連絡先		
※受付欄	(電話番号)	

備考 1 捺印の欄には、記入しないこと。
2 「届出事由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
3 「届出事項」欄は、該当する番号及び当該変更の内容を記載して、添えること。
上当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載して、添えること。

(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式の四の二から第一号様式の八まで (現行のとおり)

第1号様式の4の2(第4条の6の2関係)

東京都知事殿		年 月 日
住所氏名 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕		印
事業所区域変更申請書		
都民の健康と安全を確保する標準に関する条例第5条の8の2第2項の規定により、事業所区域の変更を次のとおり申請します。		
事業所区域を変更する指定地球温暖化対策事業所の名称、指定番号及び所在地		
事業所区域の変更後の事業所の名称及び所在地		
変更事由		
変更事由の発生日		
事業所区域変更前	別添のとおり	
検証結果	別添のとおり	
連絡先		
※受付欄	(電話番号)	

備考 1 捺印の欄には、記入しないこと。
2 条第5条の9第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があった場合は、別添に当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載して、添えること。

(日本工業規格A列4番)

第1号様式の9(第4条の8関係)

東京都知事殿		年 月 日
住所氏名 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕		印
指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書		
都民の健康と安全を確保する標準に関する条例第5条の10第1項の規定により、指定地球温暖化対策事業所の廃止等次のおり届けます。		
事業所の名称		
事業所の所在地		
指定番号		
届出事由	1 指定地球温暖化対策事業所における事業活動を廃止し、又はその全部を休止したため。 2 指定地球温暖化対策事業所の前年度の原価換算エネルギー使用量が1,000キロワット未満となったため。 3 指定地球温暖化対策事業所の原価換算エネルギー使用量が前年度まで3箇年連続して1,500キロワット未満となったため。 4 指定地球温暖化対策事業所のうち中小企業等が所有する部分における前年度の原価換算エネルギー使用量が、当該事業所全体における前年度の原価換算エネルギー使用量の二分の一以上となったため。	
届出事由の註記		
届付書類	別添のとおり	
連絡先		
※受付欄	(電話番号)	

備考 1 捺印の欄には、記入しないこと。
2 「届出事由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式の四の二から第一号様式の八まで (略)

第1号様式の4の2(第4条の6の2関係)

東京都知事殿		年 月 日
住所氏名 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕		印
事業所区域変更申請書		
都民の健康と安全を確保する標準に関する条例第5条の8の2第2項の規定により、事業所区域の変更を次のとおり申請します。		
事業所区域を変更する指定地球温暖化対策事業所の名称、指定番号及び所在地		
事業所区域の変更後の事業所の名称及び所在地		
変更事由		
変更事由の発生日		
事業所区域変更前	別添のとおり	
検証結果	別添のとおり	
連絡先		
※受付欄	(電話番号)	

(日本工業規格A列4番)

第1号様式の11(第4条の18関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住所 氏名
 (印)
 (法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

基簿排出量決定申請書

都民の健康と安全を確保する観点に関する条項(第5条の13第3項)及び(第5条の13第4項)の規定により、次のとおり基簿排出量の決定を申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指 定 番 号	
基簿排出量算定書 別添のとおり	
検 証 結 果 別添のとおり	
連 絡 先 (電話番号)	
※受付欄	

備考 1. 封印の欄には、記入しないこと。
 2. 条別第5条の9第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があった場合は、別紙に当該変更のあった号及び当該変更の内容を記載して、添えること。

(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式の十一から第一号様式の十二の三まで (現行のとおり)

第1号様式の10(第4条の8関係)

年 月 日

東京都知事 殿

(指 定)
地球温暖化対策事業所指定取消通知書
(特 定)

都民の健康と安全を確保する観点に関する条項(以下「条項」という。)第5条の10第3項(第1号、第2号、第3号、第4号)の規定により、次のとおり指定地球温暖化対策事業所の指定及び特定地球温暖化対策事業所の指定を取消します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指 定 番 号	
取 消 事 由	1 指定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又は 2 指定地球温暖化対策事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000キロリットル未満となったため。 3 指定地球温暖化対策事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度まで3箇年度連続して1,500キロリットル未満となったため。 4 指定地球温暖化対策事業所のうち中小企業等が所有する部分に占める割合が前年度の前年度の前年度の原油換算エネルギー使用量の二分の一以上となったため。 5 指定地球温暖化対策事業所に係る事業所の区域が条別第5条の8の2第3項の規定により変更されたため。
備 考	特定地球温暖化対策事業所の場合においては、1から5までの事実に加え、条別第5条の11第1項の義務の履行を確認したため。

(日本工業規格A列4番)

第1号様式の11(第4条の18関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住所 氏名
 (印)
 (法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

基簿排出量決定申請書

都民の健康と安全を確保する観点に関する条項(第5条の13第3項)及び(第5条の13第4項)の規定により、次のとおり基簿排出量の決定を申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指 定 番 号	
基簿排出量算定書 別添のとおり	
検 証 結 果 別添のとおり	
連 絡 先 (電話番号)	
※受付欄	

備考 封印の欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式の十一から第一号様式の十二の三まで (略)

第1号様式の10(第4条の8関係)

年 月 日

東京都知事 殿

(指 定)
地球温暖化対策事業所指定取消通知書
(特 定)

都民の健康と安全を確保する観点に関する条項(以下「条項」という。)第5条の10第3項(第1号、第2号、第3号、第4号)の規定により、次のとおり指定地球温暖化対策事業所の指定及び特定地球温暖化対策事業所の指定を取消します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指 定 番 号	
取 消 事 由	1 指定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又は 2 指定地球温暖化対策事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000キロリットル未満となったため。 3 指定地球温暖化対策事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度まで3箇年度連続して1,500キロリットル未満となったため。 4 指定地球温暖化対策事業所のうち中小企業等が所有する部分に占める割合が前年度の前年度の前年度の原油換算エネルギー使用量の二分の一以上となったため。 5 指定地球温暖化対策事業所に係る事業所の区域が条別第5条の8の2第3項の規定により変更されたため。
備 考	特定地球温暖化対策事業所の場合においては、1から5までの事実に加え、条別第5条の11第1項の義務の履行を確認したため。

(日本工業規格A列4番)

第1号様式の15 (第4条の2.0関係)

東京都知事 殿		年 月 日
住所名氏	⑤ 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕	
優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書		
<p>都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第5条の1.5第1項の規定により、地球温暖化対策の推進に資する事業所を削減するに当たっては、削減義務率の減少を次のとおり申請します。</p>		
事業所の名称		
事業所の所在地		
指 定 番 号		
地球温暖化対策推進状況評価書	別添のとおり	
検 証 結 果	別添のとおり	
連 絡 先		
※受付欄	(電話番号)	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 条例第5条の9第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があった場合は、別紙に当該変更のあった号及び当該変更の旨を記載して、添えること。

(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式の十四 (現行のとおり)

第1号様式の13 (第4条の1.9関係)

東京都知事 殿		年 月 日
住所名氏	⑤ 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕	
基準排出量変更申請書		
<p>都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第5条の1.4第1項の規定により、基準排出量の算定を次のとおり申請します。</p>		
事業所の名称		
事業所の所在地		
指 定 番 号		
基準排出量算定書	別添のとおり	
変更事由	<p>別添の増減 1 用途の区分の変更 2 用途の区分の変更 3 事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増減 4 熱を供給する元の増減又は施設の種類の変更</p>	
変更事由の発生日		
連 絡 先		
※受付欄	(電話番号)	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 届け書のなまは、原簿、算書やそれを支ないものを添え、日本工業規格A列1.4第1号とする。
3 毎年度の9第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があった場合は、別紙に当該変更のあった号及び当該変更の旨を記載して、添えること。

(日本工業規格A列4番)

第1号様式の15 (第4条の2.0関係)

東京都知事 殿		年 月 日
住所名氏	⑤ 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕	
優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書		
<p>都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第5条の1.5第1項の規定により、地球温暖化対策の推進の相違が特に優れた事業所に適合するので、削減義務率の減少を次のとおり申請します。</p>		
事業所の名称		
事業所の所在地		
指 定 番 号		
地球温暖化対策推進状況評価書	別添のとおり	
検 証 結 果	別添のとおり	
連 絡 先		
※受付欄	(電話番号)	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式の十四 (略)

第1号様式の13 (第4条の1.9関係)

東京都知事 殿		年 月 日
住所名氏	⑤ 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕	
基準排出量変更申請書		
<p>都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第5条の1.4第1項の規定により、基準排出量の算定を次のとおり申請します。</p>		
事業所の名称		
事業所の所在地		
指 定 番 号		
基準排出量算定書	別添のとおり	
変更事由	<p>別添の増減 1 用途の区分の変更 2 用途の区分の変更 3 事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増減 4 熱を供給する元の増減又は施設の種類の変更</p>	
変更事由の発生日		
連 絡 先		
※受付欄	(電話番号)	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 届け書のなまは、原簿、算書やそれを支ないものを添え、日本工業規格A列1.4第1号とする。

(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式の18の2（第4条の21の4関係）

東京都知事殿	年 月 日
住所氏名 〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕	⑤
一般管理口座開設申請書	
部民の健康と安全を確保する関係に関する条例第5条の21第5項の規定により一般管理口座の開設を次とおり申請します。	
口座を開設できる者の種類	
口座の開設要件に関する事項	
公表を希望する事項	
開設を希望する口座の款	
指定管理口座番号	
事業者の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
開設しようとする一般管理口座と指定管理口座との関係	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。
添付書類	別添のとおり
振替可能削減等の連絡先管理を行う部署等の連絡先	
※交付欄	(電話番号)

備考 1 「関連付けを希望する一般管理口座等に係る情報」欄は、一般管理口座と指定管理口座との関連付けを希望する場合に記入すること。
2 「開設しようとする一般管理口座と指定管理口座との関係」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
3 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第一号様式の十六から第一号様式の十八まで (現行のとおり)

別記第一号様式の18の2乙（第4条の21の4関係）

東京都知事殿	年 月 日
住所氏名 〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕	⑤
一般管理口座開設申請書	
部民の健康と安全を確保する関係に関する条例第5条の21第3項の規定により一般管理口座の開設を次とおり申請します。	
口座を開設できる者の種類	
口座の開設要件に関する事項	
公表を希望する事項	
開設を希望する口座の款	
指定管理口座番号	
事業者の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
開設しようとする一般管理口座と指定管理口座との関係	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。
添付書類	別添のとおり
振替可能削減等の連絡先管理を行う部署等の連絡先	
※交付欄	(電話番号)

備考 1 「関連付けを希望する一般管理口座等に係る情報」欄は、一般管理口座と指定管理口座との関連付けを希望する場合に記入すること。
2 「開設しようとする一般管理口座と指定管理口座との関係」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
3 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第一号様式の18の2の甲（第4条の21の4関係）

東京都知事殿	年 月 日
住所氏名 〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕	⑤
指定管理口座開設申請書	
部民の健康と安全を確保する関係に関する条例第5条の21第3項の規定により指定管理口座の開設を次とおり申請します。	
事業者の名称	
事業所の所在地	
指定番号	
口座簿利用番号の理	
公表を希望する事項	
添付書類	別添のとおり
振替可能削減等の連絡先管理を行う部署等の連絡先	
※交付欄	(電話番号)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。
(日本工業規格JIS X 9001)

別記第一号様式の十六から第一号様式の十八まで (略)

第1号様式の18の4（第4条の21の4関係）

東京都知事 殿

年 月 日

住 所 氏 名
 [法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地]

④

口座名義人等氏名等変更届出書

都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第5条の21第3項の規定により口座名義人の氏名等の変更を次のとおり届け出ます。

口 座 番 号	管理口座の種別
口座に係る指定事業者の名称	
事業所名称	
事業所所在地	
（特定管理口座に限る。）	指定番号
変 更 事 項	
変 更 内 容	変更前
	変更後
添 付 書 類	別紙のとおり
振替可能附属番号等の管理を行う部署等の連絡先	
※交付欄	（電話番号）

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A974番)

第1号様式の18の3（第4条の21の4関係）

一般管理口座開設通知書

年 月 日

東京都知事 殿

都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第5条の21第6項の規定により次のとおり一般管理口座を開設したため、同条第7項の規定により通知します。

口 座 番 号	
口 座 簿 利 用 者 番 号	
特 証 番 号	
備 考	

(日本工業規格A974番)

別記第一号様式の十八の五及び第二号様式の十八の六（現行のとおり）

第1号様式の18の4（第4条の21の4関係）

東京都知事 殿

年 月 日

住 所 氏 名
 [法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地]

④

口座名義人等氏名等変更届出書

都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第5条の21第6項の規定により口座名義人の氏名等の変更を次のとおり届け出ます。

口 座 番 号	管理口座の種別
口座に係る指定事業者の名称	
事業所名称	
事業所所在地	
（特定管理口座に限る。）	指定番号
変 更 事 項	
変 更 内 容	変更前
	変更後
添 付 書 類	別紙のとおり
振替可能附属番号等の管理を行う部署等の連絡先	
※交付欄	（電話番号）

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A974番)

第1号様式の18の3（第4条の21の4関係）

管理口座開設通知書

年 月 日

東京都知事 殿

都民の健康と安全を確保する関係に関する条例第5条の21第4項（都民の健康と安全を確保する関係に関する条例施行規則第4条の21の4第5項）の規定により次のとおり管理口座を開設したので、同項

の規定により通知します。

管理口座の種別	
口座に係る指定事業者の名称	
事業所名称	
事業所所在地	
（指定管理口座に限る。）	指定番号
口 座 簿 利 用 者 番 号	
特 証 番 号	
備 考	

(日本工業規格A974番)

別記第一号様式の十八の五及び第二号様式の十八の六（略）

別記第一号様式の十八の九及び第一号様式の十八の九の二 (現行のとおり)

第1号様式の18の8 (第4条の21の6関係)

一般管理口座廃止通知書

東京都知事 殿

年 月 日 印

〔雇員の健康と安全を確保する関係に関する条第5条の21の2第1項(雇員の健康と安全を確保する関係に関する条第4条の6第3項)の規定により次のとおり一般管理口座を廃止したので、雇員の健康と安全を確保する為、廃止する条第4条の21の6第5項の規定により通知します。〕

口 座 番 号	
廃止の原因となった事由	
備 考	

(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式の十八の七 (現行のとおり)

第1号様式の18の6の2 (第4条の21の5の2関係)

東京都知事 殿

年 月 日 印

住 所 氏 名
〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

一般管理口座更新申請書

〔雇員の健康と安全を確保する関係に関する条第5条の21の2第2項の規定により一般管理口座の更新を次のとおり申請します。〕

口 座 番 号	
添 付 書 類	別添のとおり
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	
※受付欄	(電話番号)

(日本工業規格A列4番)

備考 1. 送印の欄には、記入しないこと。
2. 第4条の21の4第5項各号に掲げる事項に変更があった場合は、別紙に当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載して、添付すること。

別記第一号様式の十八の九及び第一号様式の十八の九の二 (略)

第1号様式の18の8 (第4条の21の6関係)

管理口座廃止通知書

東京都知事 殿

年 月 日 印

〔雇員の健康と安全を確保する関係に関する条第4条の21の3第1項又は第3項の規定により次のとおり管理口座を廃止したので、当該第4項の規定により通知します。〕

管 理 口 座 の 種 別	
口 座 に 係 る 業 務 所 の 名 称	
通 信 基 礎 設 施 業 務 所 の 種 別	
通 信 基 礎 設 施 業 務 所 の 種 別	
通 信 基 礎 設 施 業 務 所 の 種 別	
通 信 基 礎 設 施 業 務 所 の 種 別	
口 座 番 号	
口 座 番 号	
廃止の原因となった事由	
備 考	

(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式の十八の七 (略)

第1号様式の18の6の2 (第4条の21の5の2関係)

東京都知事 殿

年 月 日 印

住 所 氏 名
〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

一般管理口座更新申請書

〔雇員の健康と安全を確保する関係に関する条第5条の21の2第2項の規定により一般管理口座の更新を次のとおり申請します。〕

口 座 番 号	
添 付 書 類	別添のとおり
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	
※受付欄	(電話番号)

(日本工業規格A列4番)

備考 送印の欄には、記入しないこと。

第1号様式の18の16（第4条の21の19関係）

口座簿利用者番号等通知書

東京都知事

年 月 日

殿

【国民の健康と安全を確保する確保に関する条例施行規則第4条の21第2項の規定により口座簿利用者番号又は暗証番号を通知します。】

口 座 番 号	
口座に係る 指定地域 通商化対策 事業所の名称 事業所の所在地 (指定管理口座 に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地
口座簿利用者番号	
暗 証 番 号	
備 考	

(日本工業規格A914第4番)

別記第一号様式の十八の十三から第一号様式の十八の十五まで
行のとおり)

(現

第1号様式の18の17（第4条の21の19関係）

口座簿利用者番号等通知書

東京都知事

年 月 日

殿

【国民の健康と安全を確保する確保に関する条例施行規則第4条の21の19第2項又は第3項の規定により口座簿利用者番号又は暗証番号を通知します。】

口 座 番 号	
口座に係る 指定地域 通商化対策 事業所の名称 事業所の所在地 (指定管理口座 に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地
口座簿利用者番号	
暗 証 番 号	
備 考	

(日本工業規格A914第4番)

別記第一号様式の十八の十四から第一号様式の十八の十六まで
(略)

第1号様式の18の13（第4条の21の11関係）

超過削減量発行通知書

東京都知事

年 月 日

殿

【国民の健康と安全を確保する確保に関する条例施行規則第4条の21の11第1項の規定により次のとおり超過削減量を発行したので、同条第2項の規定により通知します。】

口 座 番 号	事業所の名称 事業所の所在地 事業所の名称 事業所の所在地 指定番号
口座に係る 指定地域 通商化対策 事業所の名称 事業所の所在地 (指定管理口座 に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地
超過削減量に 供 する 情報	発行量 識別番号
備 考	

(日本工業規格A914第4番)

別記第一号様式の二十から第三十九号様式まで (現行のとおり)

別記第一号様式の十八の十七から第一号様式の十八の十九まで (現行のとおり)

第1号様式の19 (第4条の2第2項)

東京都知事殿

年 月 日

住所氏名
 〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕
 ⑤

地球温暖化対策計画書提出書

都民の健康と安全を確保する観点に関する条例第6条の規定により地球温暖化対策計画書を次のとおり提出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指 定 番 号	
地球温暖化対策計画書	別添のとおり
検 証 結 果	1 別添のとおり 2 既提出
連 絡 先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
 2 「検証結果」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
 3 各別添5条の9第1条又は第2条に掲げる事項に該当する場合は、別添に当該事項のあった旨及び当該事項の内容を記載して、添えること。

第1号様式の19 (第4条の2第2項)

東京都知事殿

年 月 日

住所氏名
 〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕
 ⑤

地球温暖化対策計画書提出書

都民の健康と安全を確保する観点に関する条例第6条の規定により地球温暖化対策計画書を次のとおり提出します。

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
 2 「検証結果」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
 3 各別添5条の9第1条又は第2条に掲げる事項に該当する場合は、別添に当該事項のあった旨及び当該事項の内容を記載して、添えること。

別記第一号様式の二十から第三十九号様式まで (略)

別記第一号様式の十八の十八から第一号様式の十八の二十まで (略)

第1号様式の19 (第4条の2第2項)

東京都知事殿

年 月 日

住所氏名
 〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕
 ⑤

地球温暖化対策計画書提出書

都民の健康と安全を確保する観点に関する条例第6条の規定により地球温暖化対策計画書を次のとおり提出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指 定 番 号	
地球温暖化対策計画書	別添のとおり
検 証 結 果	1 別添のとおり 2 既提出
連 絡 先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
 2 「検証結果」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

第1号様式の19 (第4条の2第2項)

東京都知事殿

年 月 日

住所氏名
 〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕
 ⑤

地球温暖化対策計画書提出書

都民の健康と安全を確保する観点に関する条例第6条の規定により地球温暖化対策計画書を次のとおり提出します。

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
 2 「検証結果」欄は、該当する番号を○で囲むこと。